

改正

令和4年3月15日告示第16号

令和6年3月29日告示第43号

おいでよ洲本新生活支援事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「交付規則」という。）第27条の規定に基づき、おいでよ洲本新生活支援事業における補助金又は助成金（以下「補助金等」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「おいでよ洲本新生活支援事業」とは、洲本市への移住及び定住を促進するため、移住世帯又は新婚世帯に対して、予算の範囲内において、新生活に伴い必要となる経費の一部の支援又は定住の奨励を行う事業をいう。

2 この要綱において「移住世帯」とは、洲本市、南あわじ市及び淡路市の区域以外の区域から洲本市の区域内に転入をした世帯主及び1以上の特定親族等（世帯主の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は洲本市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和6年洲本市告示第12号）第2条第3項に規定するパートナーシップ宣誓制度による証明を受けた同条第2項に規定するパートナーシップ関係の相手方を含む。以下同じ。）又は2親等内の親族をいう。）が属する世帯であって、当該世帯に属する者の全員が当該転入をした日前3年間に於いて洲本市、南あわじ市及び淡路市の区域内に住所を有したことがないものをいう。この場合において、世帯主及び世帯主の配偶者等が属する世帯が当該世帯に属する者の洲本市の住民となった年月日（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第6号に掲げる年月日をいう。）のうち最も早い年月日から1年以内に前段に規定する要件を具備するに至ったときは、当該世帯は、移住世帯とみなす。

3 この要綱において「新婚世帯」とは、世帯主及びその配偶者その他世帯員から構成される世帯であって、当該世帯主とその配偶者の婚姻の日における年齢がいずれも39歳以下であったものをいう。

4 前3項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、戸籍法（昭和22年法律第224号）、住民基本台帳法及び交付規則において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金等の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住世帯又は新婚世帯の世帯主であって、当該世帯に属する者の全員が次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 洲本市（以下単に「市」という。）に定住をする意思があること。
- (2) 交付規則第13条第1項の規定による補助事業等の実績の報告を行う日において、市の区域内に住所を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の対象としない。

- (1) 当該世帯の居住の用に供する住宅の購入をせず、又は当該住宅の賃借をしない場合
- (2) 当該世帯の居住の用に供する住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の所有権の保存の登記をしていない場合
- (3) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等又は会社、官公署等がその社員、職員等を居住させる目的で建築する住宅（以下「公的賃貸住宅等」と総称する。）に入居している場合
- (4) 補助事業等に関し、国又は地方公共団体から補助を受けている場合
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合
- (6) 住民基本台帳法に違反している場合
- (7) 洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合
- (8) 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第1号。以下「制限規則」という。）第3条第1項に規定する市税等の滞納者に該当する場合
(補助事業等の内容)

第4条 補助金等の区分、補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金等の額等は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助対象者若しくはその配偶者又はこれらの者の属する世帯に属する者の4親等内の血族若しくは3親等内の姻族の關係にあり、又はこれらの關係にあった者に対して負担する費用は、補助対象経費に含まれないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、交付規則第3条の規定による補助金等の交付の申請をしなければならない。

(1) 住宅取得補助金又は移住助成金 移住世帯を構成する者の洲本市の住民となった年月日
(住民基本台帳法第7条第6号に掲げる年月日をいう。)のうち最も早い年月日から1年を経
過した日

(2) 新婚助成金 第2条第3項に規定する婚姻の日(以下「婚姻日」という。)から6か月を
経過した日

2 前項の申請は、補助金等の交付を受けた日から5年以内に同日において当該世帯に属する者が
洲本市の区域外に転出し、又は第3条第2項第4号又は第6号から第8号までに掲げる要件のい
ずれかを欠くに到った場合に市長の求めに応じて直ちに当該補助金等を返還することを約した上
で行わなければならない。

3 交付規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、別表第2に掲げる書類その他市
長が必要と認める書類とする。

(実績報告)

第6条 当該年度における交付規則第13条第2項に規定する事務又は事業完了の日は、次の各号に
掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 住宅取得補助金 現に補助事業等が完了した日又は交付規則第6条第1項の規定による通
知のあった日の属する年度の3月31日のいずれかの早い日

(2) 移住助成金又は新婚助成金 交付規則第6条第1項の規定による通知のあった日の属する
年度の2月末日

2 交付規則第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、別表第3に掲げる書類その他市
長が必要と認める書類とする。

(軽微な変更)

第7条 交付規則第5条第1項第4号及び第10条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更
は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更であって、当該変更額が当該経費の配分額の2割以
内のもの

(2) 補助事業等の内容の変更(経費を増額する場合を除く。)であって、当該変更額が当該補
助事業等に要する経費の2割以内のもの

(書類等の保存期間)

第8条 補助事業者等は、交付規則第16条の規定により整備した書類、帳簿等を当該補助事業等が
完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者等又は補助金等の交付を受けた日においてその世帯に属していた者が同日から5年以内に次の各号のいずれかに該当したと認めるとき（補助事業者等がこれらに該当しないことを証明したときを除く。）は、交付規則第17条第1項第4号に掲げる事由に該当したものとみなして、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 洲本市の区域外に転出したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、第3条第2項第4号又は第6号から第8号までに掲げる要件のいずれかを欠くに到ったとき。

(財産の処分制限)

第10条 交付規則第21条第1項第4号に規定する市長が指定する財産は、補助金の交付を受けて取得した自動車とする。

2 交付規則第21条第2項の規定により定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(洲本市新婚世帯住宅対策補助金等交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 洲本市新婚世帯住宅対策補助金等交付要綱（平成25年洲本市告示第44号）

(2) 洲本市転入世帯定住促進補助金等交付要綱（平成25年洲本市告示第45号）

(3) 洲本市通勤者交通費助成金交付要綱（平成26年洲本市告示第44号）

(4) 洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱（平成27年洲本市告示第60号）

(洲本市新婚世帯住宅対策補助金等交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の洲本市新婚世帯住宅対策補助金等交付要綱第3条の規定に該当するものに対する同要綱第1条に規定する補助金等の交付その他の措置については、なお従前の例による。

(洲本市転入世帯定住促進補助金等交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 4 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の洲本市転入世帯定住促進補助金等交付要綱第3条の規定に該当するものに対する同要綱第1条に規定する補助金等の交付その他の措置については、なお従前の例による。

(洲本市通勤者交通費助成金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 5 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の洲本市通勤者交通費助成金交付要綱第2条の規定に該当する者に対する同条に規定する助成金の交付その他の措置については、なお従前の例による。

(洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱の経過措置)

- 6 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱第4条の規定に該当する者に対する同条に規定する補助金の交付その他の措置については、なお従前の例による。

(適用区分)

- 7 この告示は、この告示の施行の日以後に市の区域内に転入をした移住世帯又は婚姻の届出をした新婚世帯について適用する。

(この告示の失効)

- 8 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた交付規則第4条の規定による補助金の交付の決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和4年3月15日告示第16号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のすもと新生活スタートアップ支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市の区域内に転入をする移住世帯又は婚姻の届出をする新婚世帯について適用し、同日前に市の区域内に転入をした移住世帯又は婚姻の届出をした新婚世帯については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日告示第43号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のおいでよ洲本新生活支援事業補助金等交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に洲本市の区域内に転入をした移住世帯又は婚姻の届出をした新婚世帯（この告示の施行の日以後にこの告示による改正後の第2条第2項又は第3項に規定する要件を具備するに至った移住世帯又は新婚世帯を含む。）について適用する。

別表第1（第4条関係）

補助事業等の内容

区分	交付要件	補助対象経費	補助金等の額
1 住宅取得補助金	移住世帯に属する者が、その居住の用に供する住宅を取得し、その費用を負担した場合	<p>転入日前1年に当たる日から転入日後1年経過する日までの間に当該世帯に属する者が負担した次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 移住世帯に属する者の居住の用に供する住宅及びその敷地の取得に要する土地購入費、工事請負費、家屋購入費その他の費用で市長が適当と認めるもの（世帯主又は当該世帯に属する者が単独で所有し、又は2分の1以上の共有持分を有することとなる場合における費用に限る。）</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅への引越運送及びこれに附帯する荷造り、不要品等の処理の要する運賃、料金その他の費用で市長が適当</p>	<p>補助対象経費の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、100万円（当該世帯に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18の規定による保育士登録を受けた者で洲本市の区域内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第3項に規定する保育所、同条第6項に規定する認定こども園（同法第2条第2項に規定する幼稚園であるものを除く。）若しくは同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）で</p>

		と認めるもの (3) 移住世帯に属する者の使用に供する自動車の取得に要する売買代金その他の費用で市長が適当と認めるもの	勤務するもの又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「特定世帯員」という。)が属するときは、100万円に当該特定世帯員の数に30万円を乗じて得た額(当該額が90万円を超えるときは、90万円)を加算した額)を限度とする。
2 移住助成金	移住世帯に属する者が、その居住の用に供する民間賃貸住宅を賃借し、その費用を負担した場合	—	36万円
3 新婚助成金	新婚世帯に属する者が、その居住の用に供する住宅を取得し、又は民間賃貸住宅を賃借し、これらの費用を負担した場合	—	36万円

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 居住の用に供される建物（併用住宅（居住の用に供される部分と事業の用に供される部分とが結合されている建物をいう。）にあつては、専ら人の居住の用に供される部分に限る。）をいう。ただし、移住世帯又は新婚世帯に属する者と4親等内の血族若しくは3親等内の姻族の関係にある者が現に所有し、若しくは賃貸するもの又は過去に所有し、又は賃貸していたものを除く。

(2) 民間賃貸住宅 公的賃貸住宅等以外の賃貸住宅をいう。

別表第2（第5条関係）

補助事業等の交付の申請

区分	交付申請時の添付書類
1 住宅取得補助金	(1) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の戸籍の附票の写し (2) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の住民票の写し (3) 誓約書兼同意書（別記様式） (4) 補助対象経費に係る見積書（補助対象経費の内訳が確認できるに限る。） (5) 別表第1第1項第1号に掲げる住宅の工事請負契約書又は売買契約書の案の写し (6) 前号に掲げる住宅の平面図及び位置図の写し (7) 別表第1第1項第3号に掲げる経費を負担する場合には、同号に掲げる自動車の仕様、性能、主要諸元等を記載した印刷物の写し (8) 当該世帯に児童福祉法第18条の18の規定による保育士の登録を受けた者で洲本市の区域内に所在する保育所等で勤務するものがある場合には、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録証の写し及び当該保育所等で保育士として勤務していることを証明するに足りる勤務証明書
2 移住助成金	(1) 第1項第1号から第3号までに掲げる書類 (2) 別表第1第2項に規定する民間賃貸住宅の賃貸借契約書の案の写し (3) 前号に掲げる民間賃貸住宅の平面図及び位置図の写し
3 新婚助成金	(1) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の戸籍の謄本 (2) 第1項第2号及び第3号に掲げる書類 (3) 別表第1第3項に規定する住宅の工事請負契約書若しくは売買契約書又は民間賃貸住宅の賃貸借契約書の案の写し (4) 前号に掲げる住宅又は民間賃貸住宅の平面図及び位置図の写し

別表第3（第6条関係）

補助事業等の実績報告

区分	実績報告時の添付書類
1 住宅取得補助金	<p>(1) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の住民票の写し</p> <p>(2) 補助対象経費に係る領収書その他これに準ずる書類として市長が 相当と認めるもの（補助対象経費の内訳が確認できるに限る。）</p> <p>(3) 別表第1第1項第1号に掲げる住宅の工事請負契約書又は売買契 約書の写し</p> <p>(4) 前号に掲げる住宅及びその敷地の登記事項証明書（全部事項証明書 に限る。）</p> <p>(5) 別表第1第1項第3号に掲げる経費を負担した場合には、同号に掲 げる自動車の売買契約書の写し</p>
2 移住助成金	<p>(1) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の住民票の写し</p> <p>(2) 別表第1第2項に規定する民間賃貸住宅の賃料（交付規則第13条第 1項の規定による実績報告の日前6か月以内に納付されたものに限 る。）に係る領収書その他これに準ずる書類で市長が相当と認めるもの</p> <p>(3) 前号に掲げる民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し</p>
3 新婚助成金	<p>(1) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の住民票の写し</p> <p>(2) 別表第1第3項に規定する住宅を取得した場合には、次に掲げる書 類を添付するものとする。</p> <p>ア 当該住宅及びその敷地の取得に要する土地購入費、工事請負費、家 屋購入費その他の費用で市長が相当と認めるものに係る領収書その 他これに準ずる書類として市長が相当と認めるもの</p> <p>イ 当該住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>ウ 当該住宅の建物及びその敷地の登記事項証明書（全部事項証明書に 限る。）又は当該登記登録を証する書類</p> <p>(3) 別表第1第3項に掲げる民間賃貸住宅を賃貸した場合には、次に掲 げる書類を添付するものとする。</p> <p>ア 当該民間賃貸住宅の賃料（交付規則第13条第1項の規定による実績</p>

	<p>報告の日前6か月以内に納付されたものに限る。)に係る領収書その他これに準ずる書類として市長が適当と認めるもの</p> <p>イ 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し</p>
--	---

別記様式（第6条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

洲本市長 様

私たちは、おいでよ洲本新生活支援事業における補助金又は助成金（以下「補助金等」という。）の交付の申請に当たり、下記に掲げる事項について、誓約し、及び同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 洲本市に定住する意思を有すること。
- (2) 次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ア 補助金等の交付の対象となる事務又は事業に関し、国又は地方公共団体から補助を受けた者
 - イ 生活保護法による保護を受けている者
 - ウ 住民基本台帳法に違反している者
 - エ 洲本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
 - オ 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則第3条第1項に規定する市税等の滞納者に該当する者
- (3) 洲本市補助金等交付規則及びおいでよ洲本新生活支援事業補助金等交付要綱の規定に従うこと。
- (4) 前号の規定に違反した場合又は補助金等の交付を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、洲本市の区域外に転出し、若しくは第2号（イを除く。）に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、市長の命令に応じて直ちに当該補助金等の全額を返還すること。

2 同意事項

補助金等の交付の決定又は返還の命令に関する判断その他おいでよ洲本新生活支援事業の実施に関し必要な事項を調査するため、洲本市の職員が洲本市の機関が保有する情報を利用し、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

（上記の誓約及び同意をする者）

住 所		住 所	
氏 名	㊦	氏 名	㊦
生年月日		生年月日	
住 所		住 所	
氏 名	㊦	氏 名	㊦
生年月日		生年月日	
住 所		住 所	
氏 名	㊦	氏 名	㊦
生年月日		生年月日	

注 補助金等の申請に当たっては、移住世帯又は新婚世帯に属する世帯員全員の誓約及び同意が必要です。